

# 海外入国の管理体系の改編案

～（前略）～

- 中央災難安全対策本部では中央防疫対策本部（庁長：チョン・ウンギョン）から海外入国管理体系の改編案の報告を受け、これを議論した。
- オミクロン変異ウイルス発生以降、全ての海外入国者に対して実施した隔離期間（7日）を3月21日（月）から、国内と海外で接種を完了し、接種の履歴を登録した者（“国内登録の予防接種完了者”）に限って免除し、その後、4月1日（金）からは国内未登録の海外予防接種完了者まで拡大適用する。
- 上記の措置によって隔離が免除される対象者は、世界保健機関（WHO）緊急承認ワクチン予防接種完了基準によって、2次接種後（ヤンセン1回）14日が過ぎて180日以内の者及び3次接種者であり、
  - 海外で予防接種を完了した場合も、すでに国内で接種歴を登録して検疫情報の事前の入力システム（Q-CODE）（※）を通じて接種歴が確認された場合は、国内登録接種完了者として適用する。
    - ※ 入国前にPCR陰性確認書、予防接種証明書、隔離免除書、健康状態質問書を入国者がシステムを通じて事前に入力、試験運営結果（2月）の入国所要時間と手続きの短縮効果確認
  - 一方、入国時の予防接種歴の確認は3月21日から仁川（インチョン）空港到着の全路線に拡大運営する“事前入力システム”を活用して進められ、
  - 国内の接種者や、海外で接種後に接種歴を国内にすでに登録した場合には、事前入力システムと連携したCOOVシステム（コロナ19予防接種証明システム）を通じて、当該情報が自動的に連携される。
  - 接種履歴が確認されていない国内未登録の予防接種完了者の場合は、事前入力システムを通じて、直接、接種履歴を入力し、証明書を添付する方式で4月1日から隔離免除が可能になる。
    - ※ 未接種者は現行通り隔離（韓国人・長期滞在外国人は自家隔離、短期滞在外国人は施設隔離）
- 併せて、入国後、防疫交通網（自家用車、防疫タクシー、KTX専用車両）の利用も国内防疫状況による自治体の負担等を考慮して4月1日から中断し、すべての入国者は、公共交通機関を利用することができる。

○ また、すべての入国者に対して、現在3回実施する診断検査（入国前、入国後1日目、6～7日目）のうち入国6～7日目の検査は迅速抗原検査（※）ができるよう簡素化（3月10日施行）した。

※ 自家隔離対象者と隔離免除対象者は、自己検査、医療機関、選別診療所で迅速抗原検査の中から選択可能。施設隔離対象者は入・退所手続及び総合検査の容易さを考慮し、現行のPCR検査を維持

○ ただし、海外流入国別危険度と国内防疫負担の程度等を考慮し、危険度の高い国（※）から入国する場合、予防接種完了者であっても隔離対象となる。

※ パキスタン、ウズベキスタン、ウクライナ、ミャンマーの4カ国は隔離免除の除外国家に指定し、予防接種完了者も隔離

- また、航空運航の路線・便数の拡大、査証発給の拡大等に対する防疫措置は、入国者増加に伴う防疫状況を考慮し、段階的に緩和していく予定だ。

○ 政府は、海外入国防疫緩和措置を実施しつつ、新種の憂慮すべき変異の発生可否をしっかりと監視し、新しい変異の流入遮断が必要な場合、海外入国強化措置の迅速な再施行のために関係省庁と緊密に協議する計画であると明らかにした。

～（後略）～

【出典元URL】

[http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=370568&contSeq=370568&board\\_id=&gubun=ALL#](http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=370568&contSeq=370568&board_id=&gubun=ALL#)